

# 南阿蘇電子工作クラブ運営規約

## 第1条(目的)

この会は主に南阿蘇村内の児童・生徒の電子工作への理解と技術向上の為の活動を行うことを目的とする。

## 第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

南阿蘇電子工作クラブ

## 第3条(会員)

この会の会員は南阿蘇村内在住、村内勤務または南阿蘇村内に在学中の児童・生徒とその保護者であることを参加の条件とする。

## 第4条(組織)

1. この会に、次の役員をおく

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

2. 役員は会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5条(総会)

1. 通常、年3回(4月末、12月、3月)総会を開催する。日時、場所、議題については役員会にて決定する。

2. 総会は会員の3分の2をもって成立する。

## 第6条(会計)

1. この会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2. 会員は次の会費等を支払うものとする。

月会費 500円

ただし、休会するものについては月初めに会計へ連絡し、休会の期間支払わなくてよいものとする

また、大会後の中間会計報告時、収入に対し支出が超えた場合会員全体で均等に分割し臨時会費を徴収する場合がある。

## 第7条(活動内容)

この会では毎年11月に開催される創造アイデアロボットコンテスト中学生大会へ出場するためのロボット作製、プログラミング、ロボット操作練習が主な活動となる。

## 第8条(入会、退会)

1. この会へ入会を希望する者は入会希望届に記名の上、保護者の同意のうえで入会とする。
2. この会から退会を希望するものは会長に届け出て了解を得なければならない。
3. 会員が次の項目のいずれかに該当する場合役員会の決議にて除名することができる。
  - ・会員が正当な理由なくクラブ活動に長期間参加しない場合
  - ・会員が正当な理由なく長期間会費を納めない場合
  - ・会員がこの会の名誉を著しく棄損した場合

## 第9条(事故の責任)

1. 会員は、この会の活動に際して自己責任にて行動することとする。
2. 火器や怪我の危険を伴う電動工具等は大人が居る時のみ使用を許可する。
3. 活動中は救急セットをすぐ使用できる範囲に用意し、緊急連絡先を確認すること。

## 第10条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

この規約は2024(令和6年)年4月2日から適用する。